

# 医療費の助成制度(マル福)を活用しましょう

## マル福の対象者

医療福祉費支給制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度（所得制限有り）です。助成を受けるには医療福祉費受給者証の交付申請が必要です。

小児	0歳～高校生相当のお子様※ ※18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の方（4月1日生まれの方は直前の3月31日まで）。年齢が条件であり、就学・就職・婚姻の有無については問いません。
ひとり親家庭	母子・父子家庭および両親のいない子、配偶者が重度心身障がい者である方とその子
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方、障害年金1級の受給権者等一定の障がいをお持ちの方など。詳しくは役場国保年金課までお問合せください。
妊産婦	母子手帳の交付を受けている方

▶小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費助成制度（マル美）で助成を受けることができます。



## 重度心身障害者マル福の対象者を拡充します

令和6年4月診療分より、該当となる障がいをお持ちの方を対象とした重度心身障害者マル福の範囲を拡充します。

### 【新たに対象となる方】

- ・身体障害者手帳4級の交付を受けている方で、療育手帳B（知能指数50以下）の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳3級又は4級の交付を受けている方で、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方
- ・療育手帳B（知能指数50以下）の交付を受けている方で、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方



## 医療費助成の受け方

### 茨城県内の医療機関を受診

医療機関にて健康保険証と受給者証を一緒に提示してください。支払い額が制度で設定されているマル福自己負担金になります。

### 茨城県外の医療機関を受診

受給者証は使用できません。健康保険証を提示して保険診療を受け、領収証をもらってください。その後、国保年金課窓口で支給申請をしてください。

### 支給申請が必要な場合

- ・茨城県外の医療機関を受診した場合
  - ・受給者証を提示せずに茨城県内の医療機関を受診した場合
  - ・平成31年3月以前に医療機関を受診した場合
  - ・平成31年4月から令和3年6月の間に医療機関を受診した分であり、一つの医療機関を同月中に受診した回数が2回までで、支払った金額がすべて600円未満の場合
- ※医療機関を受診した月の翌月以降に、1か月分の領収書をまとめて国保年金課にて支給申請してください。